



7 医 第 7 5 5 号
平成27年9月10日

一般社団法人京都私立病院協会会長 様

京都府健康福祉部医療課長



平成27年度救急医療提供体制整備促進事業の実施について

平素は、本府の医療行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本府におきましては、心臓・脳疾患を始めとする救急搬送患者の増加等に的確に対応できる救急医療体制の確保のため、今年度におきましても上記事業を実施します。

つきましては、事業の実施について、別添のとおり事業対象医療機関へ依頼しましたので、より多くの医療機関で活用していただくよう御協力願います。

担	医療課地域医療担当 一谷
	TEL:075-414-4745/FAX:075-414-4752
当	E-mail:r-ichitani91@pref.kyoto.lg.jp

救急医療提供体制整備促進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、救急搬送患者の増加等に的確に対応できる救急医療体制を確保するため、専門知識を有する医師、看護師の配置の促進等、受入・治療体制の充実・強化を図ることとし、救急医療に従事する医師、看護師の専門資格取得等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都市規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、救急告示病院(国公立病院(地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する指定管理者が運営する病院を含む)及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定する国立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人が開設する病院を除く)に勤務する医師及び看護師の救急関連学会等の資格取得に要する経費であって、次に掲げるものを交付の対象とする。

(1) 医師

- ア 救急専門資格の前提となる研修等への参加に要する経費
- イ 救急関連の学会等への参加に要する経費
- ウ 救急専門医資格の受験に要する経費

(2) 看護師

- ア 認定看護師教育課程(救急関連分野)の受講に要する経費
- イ 救急専門資格の前提となる講習の受講に要する経費

(交付額の算定方式)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から事業にかかる寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第2号様式によるものとし、補助対象事業を終了した日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

(書類の部数)

第6条 この要領の規定により事業者が知事に提出する書類の部数は、正副各1通とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。

別表

基準額	対象経費
医師については、1病院当たり400千円/人×人数 (ただし、5名を限度とする)	救急関連学会等の専門医資格の取得等救急医療に関する専門知識の向上に必要な次に掲げる経費 1 旅費 2 受講料等(受験料含む)・研修費 3 その他の費用
看護師については、1病院当たり700千円/人×人数 (ただし、5名を限度とする)	日本看護協会の認定資格の取得等救急看護に関する技能向上に必要な受講料・研修費